

鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等緊急支援給付金

令和2年度において、鶴岡市内のタクシー・ハイヤー事業者、貸切バス事業者、
運転代行事業者に対し、固定経費の一部相当を緊急支援します。

1. 概要

新型コロナウイルス感染症の影響により、利用者及び収益が悪化している公共交通事業者等（タクシー・ハイヤー事業者、貸切バス事業者、運転代行事業者）は、市民の安心安全な生活の足であり、観光二次交通等を支える事業者であることから、緊急的に給付金を支給することで事業継続を支援します。

2. 支援対象となる事業者

給付対象事業者は、鶴岡市内に主たる事業所を置く以下の事業者です。

(※許認可庁よりその営業につき、令和2年4月25日現在で許可を受けている事業者に限る。)

- (1) タクシー・ハイヤー事業者
- (2) 貸切バス運行事業者
- (3) 自動車運転代行事業者

3. 給付金額

以下の表のとおり。市からの委託業務（例：スクールバス）で用いられている車両は対象外です。

車両の区分	交付金基準額
タクシー（乗員10人以下の車両）	保有車両1台当たり 20,000円
バス（乗員11人以上の車両）	保有車両1台当たり 55,000円
運転代行業随伴車	保有車両1台当たり 15,000円

4. 支給申請手続き

以下の書類を鶴岡市企画部地域振興課（公共交通担当）に提出してください。

※様式を市ホームページよりダウンロードし、郵送での提出をお願いします。

- ① 鶴岡市新型コロナウイルス感染症対策交通事業者等緊急支援給付金
給付申請書 及び 別記様式 ※記入漏れが無いように注意してください。
- ② 事業の許認可を受けている官公庁に提出している、保有車両状況が確認できる書類の写し。（営業車両一覧表等）
- ③ 鶴岡市長あて請求書（市請求書）

5. その他

- ・申請内容を審査し、その結果を申請者に通知した後に指定口座へ給付金を振込みます。
- ・その他の経済対策事業に関しては、山形県又は鶴岡市ホームページでご確認ください。
- ・今回の制度は、1事業者につき1回の交付となりますのでご了承ください。